更の届出.....

更の届出.....

生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の名称変

政健

策福

課祉

:

生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の名称変 危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施...... 領..... 平成十八年度青森県一般会計補正予算 (専決第三号) の要

(財

政

課)

:

(防災消防課) ...

三

告

示

目

次

正

誤

第二千七百七十五号

平成十九年(水曜日)

成十九年三月三十日専決処分した平成十八年度青森県一般会計補正予算 (専決第三号)

青森県告示第三百八十号 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第百七十九条第一項の規定に基づき平

の要領は、次のとおりである。

平成十九年五月二日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

示

平成十九年三月三十日定例告示中.....

平成十九年四月十八日定例告示中.

保高

課祉

:

九

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示.....

対県

策 策 再

室生

:

九

文県

化生

課活

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

公

特定計量器の定期検査の実施...... 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定...... 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定...... 介護保険法による居宅サービス事業者の指定.....

(商工政策課) ...

同同

:

:

 \vdash \prec 保高

:

同

:

平成18年度青森県一般会計補正予算 (専決第3号)

平成18年度青森県一般会計補正予算 (専決第3号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ237,337千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 731,484,294千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

	`
成	^
אניו	/\

訓	欠	項補正前の額	補 正 額 千円	計
1	県 税	千円 135,325,896	237,176	千円 135,563,072
	1 県 民	税 23,384,482	102,683	23,487,165
	2 事 業	税 31,774,645	281,490	32,056,135
	3 地方消費	税 15,405,948	149,603	15,555,551
	5 た ば こ	税 3,436,096	△81,514	3,354,582
	12 軽油引取	税 17,095,696	△215,086	16,880,610
3	地 方 譲 与 税	26,343,006	△2,979	26,340,027
	2 地方道路譲与	税 3,281,944	△42,879	3,239,065
	3 石油ガス譲与	税 234,618	37,672	272,290
	4 航空機燃料譲与	税 34,948	2,228	37,176
5	地 方 交 付 税	231,478,752	△284,832	231,193,920
	1 地方交付	税 231,478,752	△284,832	231,193,920
6	交通安全対策特別交	590,838	$\triangle 3,756$	587,082
	1 交通安全対策特	別交付金 590,838	$\triangle 3,756$	587,082
12	繰 入 金	13,803,023	△1,686,246	12,116,777
	2 基金繰入	金 13,676,468	△1,686,246	11,990,222
15	県 債	94,849,600	1,503,300	96,352,900
	1 県	債 94,849,600	1,503,300	96,352,900
蒝	克 入 合	計 731,721,631	△237,337	731,484,294
	歳 出			
訓	欠	項 補正前の額 千円	補 正 額 千円	計
2	総 務 費	36,434,757	$\triangle 40,000$	千円 36,394,757
	1 総務管理	費 21,732,028	△40,000	21,692,028
9	警 察 費	32,805,415	△41,287	32,764,128
	1 警察管理	費 29,984,691	△41,287	29,943,404
10	教 育 費	154,221,982	$\triangle 156,050$	154,065,932
	2 小 学 校	費 55,113,659	△45,283	55,068,376
	3 中 学 校	費 31,623,497	△45,322	31,578,175
	4 高等学校	費 38,784,836	△9,240	38,775,596
	5 特殊学校	費 12,224,481	△56,205	12,168,276

歳 出 合 計

731,721,631

△237,337

731,484,294

第2表 地方債補正

起債の目的 -	補	I	E	前	補	I	E	後
応員の日の	限度額	起債の 方法	利率	償還の方法	限度額	起債の 方法	利率	償還の方法
港湾事業	千円 2,122,000	普通貸	9.0	政府資金の場	千円 2,268,000	普通貸	9.0	、政府資金の場
河川事業	2,086,000	旧文は 借文は 債券発	以内	合は、融通条件 による。	2,202,000	借又は 債券発	以内	合は、融通条件 による。
海岸事業	1,220,000	行		その他の場合 は、知事が借入	1,281,000	行		その他の場合は、知事が借入
農業農村整備	3,429,000			先と協議の上定	3,687,000			先と協議の上定
事業 災害関連事業	2,307,000			める。 ただし、県財 政の都合により	2,408,000			める。 ただし、県財 政の都合により
治水事業	3,260,000			年限変更、繰上 償還又は借換す	3,556,000			年限変更、繰上 償還又は借換す
治山事業	725,000			ることができる。	757,000			ることができる。
漁港事業	3,414,000				3,723,000			
道路事業	14,725,000				14,855,300			
現年発生単独 災害復旧事業	175,000				164,000			
公園事業	943,000				1,009,000			
防災対策事業	11,000				10,000			
計	94,849,600	/	/	/	96,352,900	/	/	/

青森県告示第三百八十一号 消防法 (昭和二十三年法律第百八十六号) 第十三条の二十三に規定する危険物の取

平成十九年五月二日

の規定により公示する。

の取扱作業の保安に関する講習の実施細目 (昭和六十二年消防庁告示第四号) 第三の

扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則

(昭和三十四年総理府令第五十五号) 第五十八条の十四第三項の規定に基づく危険物

青森県知事

Ξ

村

申

吾

講習の種別並びに日時及び場所

給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講

漝

おいて危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習 にご

平平			
·前九時三十分から午後零時三十分まで·成十九年九月二十七日	午後一時三十分から午平成十九年六月八日	午前九時三十分から午平成十九年六月六日	日
-	三十分から午後四時三十分まで年六月八日	から午後零時三十分まで八六日	時
青森県農業共済会館青森市本町五丁目五の	スワニースリニースリニースリニー	ウェルサンピア八戸八戸市東白山台一丁目	場
=	子尾駮字野附一	アリーの一	所

3 事する危険物取扱者を対象とした講習 1及び2に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従

後二時から午後五時まで 青成十九年九月二十六日	後二時から午後五時まで き成十九年九月五日	後二時から午後五時までといる人では、一人では、一人では、一人では、一人では、一人では、一人では、一人では、一	後二時から午後五時までといるとしている。	後二時から午後五時までんれったのと、人気は十九年六月二十日の一人五	後二時から午後五時までウストの大力を入っている。	日 時
青森県農業共済会館	きざん三沢にいている。	つがる弘前農業協同組合弘前市大字城東北四丁目一の一	下北文化会館の一つの一	ふるさと交流圏民センター五所川原市字幾世森二四の一五	ウェルサンピア八戸八戸市東白山台一丁目一の一	場

受講対象者

- 1 習を受講していない者 (ただし、当該作業に従事することになった日までの二年 危険物施設において危険物の取扱作業に従事し、作業従事日から一年以内に講 危険物取扱者免状の交付を受けている者又は講習を受けている者を除く。)
- 受講申請書の受付期間

2	
_	F
ij	F
当 ク	
冓	į
当	7
S S S	į
Ť	1
	;
5	(
<u> </u>	7
= =	7
爿	5
勺	1
講	(
3	1
≥	7
講	1
<u></u>	5
١,	3
ば	i
前回の講習を受けた日から三丰以内に講習を受講してハなハ者	-
=	が配件 野 中 10 2 () 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	1
	7

前回の講習を受けた日から三年以内は講習を受講していたい者

- 4	3
	1及び2以外の者で受講を希望する者

講習場所	受付
ウェルサンピア八戸八戸市東白山台一丁目一の一	同月二十五日まで平成十九年五月七日から
スワニー上北郡六ケ所村大字尾駮字野附一の八	同月二十五日まで平成十九年五月七日から
ふるさと交流圏民センター五所川原市字幾世森二四の一五	同年六月十一日まで平成十九年五月二十一日から
下北文化会館	同月二十二日まで平成十九年六月四日から
つがる弘前農業協同組合弘前市大字城東北四丁目一の一	同月二十九日まで平成十九年六月十一日から
きざん三沢三沢字堀ロー七の一二八	同月二十四日まで平成十九年八月六日から
青森県農業共済会館	同年九月十四日まで平成十九年八月二十日から

郵送の場合は、受付締切日の消印のあるものまで有効とする。

兀 受講申請書の提出先

社団法人青森県消防設備保守協会 青森市中央三丁目二〇の一二 青森県警察本部交通管制センター 二階

五

受講手数料

申請書欄にちょう付 (消印しないこと。) して納入すること。 その他 受講手数料は、講習種別ごとに四千七百円に相当する額の青森県収入証紙を受講

受講に関して不明な点があるときは、社団法人青森県消防設備保守協会 (電話〇

青森県告示第三百八十二号

| 七 - 七三二 - 五 | ○○) へ問い合わせること。

する。 名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示 する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第四項において準用

変更後

会会人社 福平会 祉川福

協市祉

議社法 の町平

·藤川

山市一村

六木

訪問介護

護

二関平〇三川の笠市

変更後

変更前

事所会会人社 業訪碇福平会 所問ヶ祉川福 介関協市社

護支議社法

 $\overline{\times}$

分

居宅介護

事

業

者

名

称

所主

たる事業

地務

名

称

所 在

地

変更前

年変

月 日更

類事居

業のな

種護

居宅介護事

所

変更前

事所会会人社 業通碇福平会 所所ヶ祉川福 介関協市社

護支議社法

変更後

事防護支議社法

11

11

通

所介

護

11

する。

変更前

業訪会会人社 所問尾福平会 介上祉川福 護女協市祉

事所議社法

X

分

介護予防事業者

名

称

所主 がた所る 在事 地務

名

称

所

在 地

> 年変 月 日更

類事介業護の予

種防

介護予防事業所

11

訪問介護

人社会川油

市祉

社法

三南平田川九市

六猿

の賀

変更前

所会会人社 訪碇福平会 問ケ祉川福 介関協市社

護支議社法

Ξ 申

吾

変更後

青森県知事 村

-山碇 元平 成四

業訪・所会会人社 所問介訪碇福平会 介護問ケ祉川福 護の対策は

事防護支議社法

青森県告示第三百八十三号

名称を変更した旨の届出があったので、 する同法第五十条の一 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 一の規定により、 次のとおり指定介護機関 同法第五十五条の一 第五十四条の 第 から介護予防事業所 |号の規定により告| |第四項において準用 の

平成十九年五月 日

青森県知事
Ξ
村
申
-

知事
Ξ
村
申
吾

"		
"		
通		
通 所 介 護		
護		
所所介通会会人社 介護所尾福平会	業通会会人社 所所屋福平会	所問介訪会会 介護問尾福 護予介上祉 事防護支援
介護所尾福平会 護予介上祉川福 事防護支協市祉	所尾福平会 介上祉川福 護支協市社	護予介上祉
業通・所議社法	事所議社法	業訪・所議
"		
"		

	<u> </u>						_
	变 更 前	变 更 後	变 更 前	变 更 後	变 更 前	变 更 後	
"		II		"		会会人 福平 祉川 協市 議社	社会 福祉法
"		"		"		の町 一藤 山 一 六	平川市柏木
通介 所護 介護防		訪介 問護 介予 護防		通介 所護 介予 護防		訪介 問語 介予 護例	上雙方方
人平川市社 社会福 社法	業通会会人社 所所尾福训福 介上拉湖市社 護方議社法	所問介訪会会人社 介護問尾福平会 護予介上祉川福 事防護支協市祉 業訪・所議社法	業訪会会人社 所問尾福川福 介上社川市 護支協 事所議社法	業通・所会会人社 所所介通碇福平会 介護所ヶ祉川福 護予介関協市祉 事防護支議社法	事所会会人社 業通碇福平会 所所 ケ祉川福 介関協市社 護支議社法	業訪・所会会人社 所問介訪碇福平会 介護問ヶ祉川福 護予介関協市祉 事防護支議社法	事業所
三南平 田川 九市 六猿 の賀		"		二関平 〇三川 の笠市 一山 で			
"		<i>の</i> 貨		n n		元平 · 成 四	

平成十九年五月 日 より公示する。

組生津 合活軽 協保 同健 氏名 称 又は 指定居宅サービス事業者 五丁目二の二町 所在地又は住所主たる事務所の 類 ビ居 ス の 種 ー 訪問介護 名 行居 宅サー 称 事ビス業事 所 在 業 所を 地 元平 · 成 :: 年指 月 日定

青森県知事 Ξ

村 申

吾

のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に 青森県告示第三百八十四号 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十一条第一項本文の規定により、次

所所介通会会 介護所尾福 護予介上祉 事防護支協 業通・所議

変更後

平成十九年五月二日

公示する。

青森県告示第三百八十五号

おり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により

介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十六条第一項の規定により、次のと

青森県知事 Ξ

村

指 定

居宅介護支援事業を行う事業所

指定居宅介護支援事業者

申 吾

	名称	所 在 地	地の名	称	在地	年 月 日
	空会 社会福祉法人青	人青 青森市奥野二丁	_	護相談センターあおぞら在宅介	目二七の一〇青森市奥野二丁	元平 ・成 二
	合同会社オウル	カ 市字長根一九の 八戸市大字十日	九十 の日 杜業居 所字	杜 業所ふくろうの 居宅介護支援事	九字長根一九の 八戸市大字十日	一 九 四 二 二
音	青森県告示第三百八十六号	百八十六号				}
\mathcal{D}	の見定により公示するのとおり介護保険法(平成九年の		を行う者を	。 ビス事業を行う者を指定したので、年法律第百二十三号) 第五十三条簿	こ、同法第百十五条の九第宗第一項本文の規定により	条の九第一号定により、次
	平成十九年五月二日	五月二日				
				青森県知事	三村	申吾
	サ指 定 介	ス事業者防	け介護 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	事介 業護 を予	行う事業所	指定
	氏名 称 又 名は	所在地又は住所主たる事務所の	の [†] 種類 類 b	名称	所 在 地	年月日
	寿会医療法人済	の三市寿町四三	シビ通介 ョリ所護 ンテリ予 I 八防	寿デイケア	の三 寿町四三	元 平 • 成 呼
	人七 峰会 福 会 法	銀町二一の八の八の八の八の一の八の一の八の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一	通介 所護 介護防	ンター 山郷館デイ	二字東京 京東岩木山二六 六字百沢	"
	人七峰会 社会福祉法	銀町二一の八の八の八	通介 所介 護防	ンター 出郷館 ボービスセ	三保字西田九二の	"
	会人社福弘会 福前福 協市社 議社	二丁目八の一弘前市大字宮園	訪護 門 所護 育 護 防	会 会 强 祖 前 祖 前 祖 社 法 会 社 法 会 社 法 会 社 法 会 社 法 者 社 法 者 社 法 者 社 法 者 者 者 者 者 者 者 者 者	町一の七九の七九	一 九 四 一

	支店 中村	午後二時まで午後一時から	"
	支店つがる白神農業協同組合赤石	午前十一時三十分まで	六月十四日
	されましと倉近の食	午後二時まで午後一時から	"
	いっちゃこ割造り官	正午まで 午前十一時から	"
	黒崎地区排水処理施設	午前十時三十分まで午前九時三十分から	六月十三日
深 浦 町	沙河田社	午後三時まで	"
		正午まで	六月十二日
	是木珥坦己書七ングー	午後三時まで午後一時から	"
	豊子豊を見文をユノアー	正午までいた。	六月十一日 平成十九年
象検 区査 域対	実施場所	施期日	実

計 量 計 器 量

平成十九年五月二日

青森県知事

Ξ

村

申

	活津 協 同 組 合 生	五丁目二の二 町 町	訪介 問護 介 護防	いョー健活津 ンス生協軽 あテへ同保 じさシパ合生	の一 瀬字豊田二九四 九四外	"
	~~~					<b>\}</b>
青	青森県告示第三百八十七号	百八十七号				
	計量法 (平成	(平成四年法律第五十一号) 第十九条第一項の規定により、	一号)第十	九条第一項の	規定により、欠	次のとおり特定
計	量器の定期検	計量器の定期検査を実施するので、同法第二十一条第二項の規定により公示する。	で、同法第	二十一条第二	項の規定により	リ公示する。

	庫	午後三時まで	"
	つがる市消防署森田分署裏車	正午まで 午前九時三十分から	六月二十六日
	玉稲営業所つがるにしきた農業協同組合	午後三時まで午後一時から	11
क्ते	柏農村環境改善センター	午前十一時三十分まで	六月二十五日
つ が る	川除支店	午後三時まで午後一時から	11
	つがるにしきた農業協同組合	正午まで午前十時から	六月二十二日
		午後三時まで午後一時から	"
	つがる支店語利倉庫	正午まで午前十時から	六月二十一日
	つがる支店一号倉庫	午後三時まで午後一時から	11
	繁田出張所つがるにしきた農業協同組合	午前十一時三十分まで午前九時三十分から	六月二十日
	車力防雪センター	午後三時三十分まで午後一時から	"
	牛潟支店	正午まで午前九時三十分から	六月十九日
	富兴之目食	午後三時まで午後一時から	11
		正午まで 午前十時三十分から	六月十八日
	中央企長館	午後二時まで午後一時から	"
	שנימטיידים שניים	正午まで午前九時から	六月十五日
町鰺ケ沢	りんごセンター鳴沢	午後三時三十分まで午後二時三十分から	"

		正午まで 十分から	七月十三日
	三沢市役所裏車庫	午後三時まで午後一時から	"
		正午まで	七月十二日
三 沙	西古間木町内会館	正午まで	七月十一日
= 5 <del>1</del>	おいらせ農業協同組合倉庫	正午まで午前九時三十分から	七月十日
	淋代公民館	午後三時まで午後二時三十分から	"
	六川目公民館	午後二時まで午後一時から	"
	谷地頭農民研修センター	午前十一時三十分まで午前十一時から	七月九日
	西目屋村役場車庫	正午まで	七月四日
村西目屋	村市「大滝商店」前	午後二時まで午後一時三十分から	11
	大白公民館	午前十一時まで午前十時三十分から	七月三日
	される古代氏裏耳尾	午後三時まで午後一時から	"
	つがる古及丘夏垣垣	正午まで午前十時から	六月二十九日
	木画学月	午後三時まで午後一時から	"
		正午まで午前九時から	六月二十八日
	所 木造町農業協同組合柴田事業	午後三時三十分まで午後一時から	"
	木造若草館	正午まで	六月二十七日

公

告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

兀

五

契約の相手方の名称及び住所

平成十九年四月一日 契約の相手方を決定した日 Ξ

契約の方法

青森市長島一丁目一の

青森県環境生活部県境再生対策室

随意契約

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定による設立認証

平成十九年五月二日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

申請のあった年月日

平成十九年四月十九日

申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あゆみの会

代表者の氏名 _

主たる事務所の所在地

兀

三戸郡階上町蒼前西六丁目九の一二七八メゾン桃子一号

定款に記載された目的

五

開発など総合的援助を行うと共に、すべての人が豊かに健やかに暮らせる地域社会 の実現を目指し、 で必要な支援、権利擁護、社会参画を促進するための支援、就労支援、職業能力の この法人は、心身に障害のある人たち及びその家族に対して、地域生活を営む上 もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。 第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政令

平成十九年五月二日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

特定役務の名称及び数量

平成十九年度県境廃棄物浸出水処理施設運転・維持管理業務

式

六 契約金額

宮城県仙台市青葉区本町二丁目一五の クボタ環境サービス株式会社東北支店

七 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項 随意契約の理由 九千百三十五万円

契約の相手方を決定した手続

第一号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

ものである。 予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方とした

正

誤

高 龄 福 祉 保 険 課

	第二七六九号 平成二・ 罕二 号		発行年月日
	告示		区分
	番号		
	ページ		
	段		
表中			行
業通福八 所所協市 護議社 事会	護訪福八 事問協戸 業入協市 所浴議社 介会	業訪福八 所問協戸 介協議社 事会	誤
業通八 所介市 護祖 事協	護訪門 計	業訪八 所門市 護祖 事協	正

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行

第二七六一号平成六・三三〇	発行年月日
告示	区分
号第二四四	番号
Ξ	ページ
上	段
=	行
土石採掘用地とするため	誤
指定理由の消滅	正

林

政

課